平成２２年（フ）第１３８１号
兵庫県たつの市揖保川町山津屋127番地８、従前の住所兵庫県加古川市野口町水足1382番地
破産者　真理都こと　伊藤　岑生
1　決定年月日　平成23年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９２１号
広島市安佐北区真亀１丁目11番２号
破産者　曽祇　光志
1　決定年月日　平成23年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７３９号
熊本市近見２丁目18番23号
破産者　内田　知美（旧姓松永）
1　決定年月日　平成23年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第２９０２号
札幌市手稲区星置２条１丁目14番１―1401号
破産者　南　　裕治
1　決定年月日　平成23年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３２６７号
札幌市西区琴似４条６丁目４番13号　コンチネンタル琴似301号
破産者　菱　　一晴
1　決定年月日　平成23年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所第４部

平成２２年（フ）第８７号
北海道登別市登別東町５丁目22番地29
破産者　峰崎　泰朗
1　決定年月日　平成23年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第４３４号
北海道稚内市栄３丁目８番５号
破産者　渡部　智和
1　決定年月日　平成23年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４５５号
北海道旭川市永山２条21丁目２番28号　サニーパレス永山203号室
破産者　飯田　一志
1　決定年月日　平成23年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６３７号
盛岡市上太田蔵戸36番地３
破産者　熊谷　信吉
1　決定年月日　平成23年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第６７３号
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字野沢62番地558
破産者　岩舘　岩男
1　決定年月日　平成23年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１２１号
宮城県石巻市蛇田字新埣寺122番地６
破産者　遠藤　博和
1　決定年月日　平成23年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第１３６号
宮城県石巻市日和が丘４丁目10番７号
破産者　高橋　孝次
1　決定年月日　平成23年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第１５０号
宮城県東松島市矢本字蜂谷前８番地５、前住所宮城県石巻市鹿又字６丁谷地１番地
破産者　阿部恵一郎
1　決定年月日　平成23年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第６５１号
静岡県沼津市下香貫善太夫3131番地の３　エンゼルハイム香貫第２・508号
破産者　加藤　和雄
1　決定年月日　平成23年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第３８８号
静岡県浜松市東区大蒲町96番地の27、前住所静岡県浜松市中区北寺島町401番地の１
破産者　小出　忠治
1　決定年月日　平成23年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第６４６号
静岡県浜松市浜北区沼315番地　サンハイツ203
破産者　中村　辰美
1　決定年月日　平成23年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第２４６号
愛知県豊川市中条町鴻ノ巣53番地
破産者　小林　信吾
1　決定年月日　平成23年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第２７８号
愛知県蒲郡市拾石町向イ１番地49
破産者　下地　利子
1　決定年月日　平成23年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第３６７号
滋賀県栗東市目川1070番地　403号、開始決定時の住所大津市鳥居川町６番35―1215号　ティアラ・セントワンズ
破産者　田畠　孝昭
1　決定年月日　平成23年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部